

水産加工業原材料調達円滑化対策支援金 募集要項

1 目的

物価高騰に加え、主要魚種の不漁により、県内水産加工業者における原材料調達のコストが上昇していることから、価格高騰の影響を緊急的に緩和し、水産加工業の持続的な発展を図るため、令和7年度の仕入れ経費の一部を助成する水産加工業原材料調達円滑化対策事業を実施するもの。

2 支援金概要

(1) 支給対象事業者

法人にあっては、次に掲げるもの全てに該当すること。

- ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者の範囲^{※1}で事業を営む者であって、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等（宗教法人を除く。）協同組合等及び普通法人に該当するもの。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
 - a 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
 - b 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
 - c 岩手県が設立した法人
 - d 法人格のない任意団体、政治団体及び宗教団体
 - e 運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- イ 日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者又は県の水産加工業の振興を図る事業者として知事が適当と認めた者。
- ウ 県内に本社があること。
- エ 岩手県税に未納がないこと。
- オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- カ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ク 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員又は個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

(2) 支給要件

ア 対象期間

申請者が選択する令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）又は令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）と令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）のいずれか1ヶ月以上1年以下の期間とし、各年同月期間を比較するもの。

例1：「令和5年度6月」と「令和7年度6月」を比較

例2：「令和6年度4月から9月」と「令和7年度4月から9月」を比較

イ 対象経費

申請者が対象期間において、自社の水産加工品の製造のために要した次の経費とする。

- (ア) 自社の水産加工品の原材料（水産物）仕入れに係る経費
- (イ) 原材料の調達先や調達方法の変更に係る経費（運送経費及び製氷購入費など）

(3) 支給額

次に掲げる算出方法により算出した金額の2分の1以内の額とする。ただし、1事業者当たりの上限は100万円とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(算出方法)

価格高騰額（令和7年度の仕入れ平均単価（円）－令和5年度又は令和6年度の仕入れ平均単価（円））×令和7年度の仕入れ数量（kg）

(4) 申請受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年7月17日(金)まで

※ ただし、支給上限に達した場合は期間内であっても受付終了とする。

3 申請方法

下記の申請書類を「支援金申請特設ページ」から水産加工業原材料調達円滑化対策支援金事務局（以下「事務局」という。）まで申請（提出）する。

(1) 申請書類

ア 水産加工業原材料調達円滑化対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）

イ 支援金申請額計算様式（様式第2号）

ウ 令和5年度又は令和6年度及び令和7年度の申請対象期間の仕入れ実績の証拠書類（領収書、振込証明書又はそれに準じるもの。）

エ 直近の決算報告書の写し

オ 定款の写し

カ 別途指定する金融機関の振込依頼書（支払い先の情報を記載したもの。）及び支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

キ ア～カに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 提出方法

支援金申請特設ページから申請フォームに入り、必要事項の入力及び提出書類を添付

【支援金申請特設ページ】

<https://iwate-suisankakou-kyufu.jp>

4 支援金支給までの流れ（申請受付後）

(1) 收受通知

申請書類について、添付書類の不足等の不備がないかを事務局が確認した後、申請者に対して收受通知を送付します。

(2) 審査

申請書類について、事務局と県で審査を行い、確認事項等がある場合には、事務局から申請者に連絡し、書類の修正や追加資料の提出について依頼します。

(3) 支給決定・不支給決定

審査の結果、適当と認められた場合は、事務局から申請者に対して水産加工業原材料調達円滑化対策支援金支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）を送付します。

なお、審査の結果、支給要件を満たしていないと判断した場合は、申請者に対し事務局から水産加工業原材料調達円滑化対策支援金不支給決定通知書を送付します。

(4) 振込

事務局は支給決定通知書を送付した申請者に対して、速やかに振込を行います。

5 留意事項

(1) 申請回数

申請受付期間内で申請できる回数は、1事業者当たり1回限りです。(複数回の申請はできません。)

(2) 申請単位 (県内に複数の事業所がある場合)

県内に複数の事業所がある場合は、1件にまとめて申請してください。

(3) 申請書類の保管

申請者は、支援金の受給後においても、支給決定通知書を5年間保存するとともに、支援金の申請に関わる書類について、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとします。

(4) 調査等

知事は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。

(5) 支給決定の取消及び返還請求

知事は、申請書の記載等に虚偽が判明した場合又は支給決定後において支給要件を満たさない事実が確認された場合は、支援金額確定の取消、支援金の返還請求を行うことがあります。

(6) その他

本支援金申請でいただいた情報は、以下の目的においてのみ使用し、その他には使用いたしません。

ア 本支援金申請に関する連絡のため。

イ 申請者を特定しない統計情報の作成のため。

6 問い合わせ先

【水産加工業原材料調達円滑化対策支援金事務局 (JTB ビジネストラנסフォーム内)】

(受付時間午前9時30分から午後5時30分まで (土・日・祝を除く))

TEL : 011-222-2213

Email : iwate-suisankakou-kyufu@jbx.jtb.jp